| | |
|---|---|
| レバレッジ第二区分の二 | 単体レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合 |
| レバレッジ第三区分 | 単体レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合 |

| 自己資本の充実の状況に係る区分 | 命令 |
|---|---|
| 第二区分の二 | 自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令 |
| 第三区分 | 業務の全部又は一部の停止の命令 |

2　法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一　第九項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

| 自己資本の充実の状況に係る区分 | 命令 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 第二区分の二 | 自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令 |
| ［略］ | |

二　第十項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

［表略］

三　連結レバレッジ比率（第十四項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

| 自己資本の充実の状況に係る区分 | 命令 |
|---|---|
| レバレッジ非対象区分 | 連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合 |
| レバレッジ第一区分 | 連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合 | 経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令 |

2　［同上］

一　第八項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

| 自己資本の充実の状況に係る区分 | 命令 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 第二区分の二 | 自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令 |
| ［同上］ | |

二　第九項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

［同上］

［号を加える。］